

特定原子力事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案 読替対照表

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）【第八条関係】

読替後	読替前
<p>（許可の欠格条項）</p> <p>第十五条 次の各号のいずれかに該当する者には、第十三条第一項の許可を与えない。</p> <p>一 第二十条第二項又は特定原子力事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律（平成二十九年法律第 号。以下「特例法」という。）第四条の規定により第十三条第一項の許可を取り消され、取消の日から二年を経過していない者</p> <p>二 四 （略）</p> <p>（許可の取消し等に伴う措置）</p> <p>第二十二條の九 加工事業者が第二十条若しくは特例法第四条の規定により許可を取り消されたとき、又は加工事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第十八条第一項若しくは第十九条第一項の規定による承継がなかつたときは、旧加工事業者等（第二十条若しくは特例法第四条の規定により許可を取り消された加工事業者又は加工事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第十八条第一項若しくは第十九条第一項の規定による承継が</p>	<p>（許可の欠格条項）</p> <p>第十五条 次の各号のいずれかに該当する者には、第十三条第一項の許可を与えない。</p> <p>一 第二十条第二項の規定により第十三条第一項の許可を取り消され、取消の日から二年を経過していない者</p> <p>二 四 （略）</p> <p>（許可の取消し等に伴う措置）</p> <p>第二十二條の九 加工事業者が第二十条の規定により許可を取り消されたとき、又は加工事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第十八条第一項若しくは第十九条第一項の規定による承継がなかつたときは、旧加工事業者等（第二十条の規定により許可を取り消された加工事業者又は加工事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第十八条第一項若しくは第十九条第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若</p>

なかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。)は、第十六条の四の二、第十六条の五、第二十一条から第二十二条の二まで及び第二十二條の四から第二十二條の七の二までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第五項において準用する第十二條の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお加工事業者とみなす。

2 旧加工事業者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第二十条若しくは特例法第四条の規定により加工事業者としての許可を取り消された日又は加工事業者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならぬ。

3 5 (略)

(使用の許可及び届出等)

第六十一条の三 (略)

2 6 (略)

7 第一項第六号に該当する場合には、旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第十条若しくは第四十六條の七の規定により製錬事業者若しくは再処理事業者とし

しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。)は、第十六条の四の二、第十六条の五、第二十一条から第二十二條の二まで及び第二十二條の四から第二十二條の七の二までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、第五項において準用する第十二條の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお加工事業者とみなす。

2 旧加工事業者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第二十条の規定により加工事業者としての許可を取り消された日又は加工事業者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならぬ。

3 5 (略)

(使用の許可及び届出等)

第六十一条の三 (略)

2 6 (略)

7 第一項第六号に該当する場合には、旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第十条若しくは第四十六條の七の規定により製錬事業者若しくは再処理事業者とし

ての指定を取り消された日若しくは第二十条、第三十三条第一項若しくは第二項若しくは第五十六条若しくは特例法第四条の規定により加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に、その使用する国際規制物資の種類及び数量並びに予定使用期間を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

8・9 (略)

(聴聞の特例)

第六十九条 原子力規制委員会は、第十条第二項、第二十条第二項、第三十三条第二項、第四十三条の三の二十第二項、第四十三条の十六第二項、第四十六条の七第二項、第五十一条の十四第二項、第五十六条、第六十一条の六若しくは第六十一条の二十一又は特例法第七条の規定による事業の停止、試験研究用等原子炉若しくは発電用原子炉の運転の停止、核燃料物質若しくは国際規制物資の使用の停止又は情報処理業務の全部若しくは一部の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

ての指定を取り消された日若しくは第二十条、第三十三条第一項若しくは第二項若しくは第五十六条の規定により加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に、その使用する国際規制物資の種類及び数量並びに予定使用期間を原子力規制委員会に届け出なければならない。

8・9 (略)

(聴聞の特例)

第六十九条 原子力規制委員会は、第十条第二項、第二十条第二項、第三十三条第二項、第四十三条の三の二十第二項、第四十三条の十六第二項、第四十六条の七第二項、第五十一条の十四第二項、第五十六条、第六十一条の六又は第六十一条の二十一の規定による事業の停止、試験研究用等原子炉若しくは発電用原子炉の運転の停止、核燃料物質若しくは国際規制物資の使用の停止又は情報処理業務の全部若しくは一部の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第十条、第十二条の五（第二十二条の七第二項、第四十三条の三第二項、第四十三条の三の二十八第二項、第四十三条の二十六第二項、第五十条の四第二項、第五十一条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、第二十条、第二十二条の三第三項、第三十三条、第四十一条第三項、第四十三条の三の二十、第四十三条の十六、第四十六条の七、第五十一条の十四、第五十六条、第六十一条の六、第六十一条の二十一若しくは第六十一条の二十三の十六又は特例法第四条若しくは第七條の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 (略)

(国家公安委員会等との関係)
第七十二条 (略)

2 3 4 (略)

5 原子力規制委員会は、第三条第一項、第四十四条第一項若しくは第六十四条の二第一項の指定をし、第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項、第四十三条の三の二十五第一項、第四十三条の四第

2 第十条、第十二条の五（第二十二条の七第二項、第四十三条の三第二項、第四十三条の三の二十八第二項、第四十三条の二十六第二項、第五十条の四第二項、第五十一条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、第二十条、第二十二条の三第三項、第三十三条、第四十一条第三項、第四十三条の三の二十、第四十三条の十六、第四十六条の七、第五十一条の十四、第五十六条、第六十一条の六、第六十一条の二十一又は第六十一条の二十三の十六の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 (略)

(国家公安委員会等との関係)
第七十二条 (略)

2 3 4 (略)

5 原子力規制委員会は、第三条第一項、第四十四条第一項若しくは第六十四条の二第一項の指定をし、第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項、第四十三条の三の二十五第一項、第四十三条の四第

一項、第四十三条の七第一項、第四十四条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の十九第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の許可をし、第十条、第四十六条の七若しくは第六十四条の二第三項の規定により指定を取り消し、第二十条、第三十三条、第四十三条の三の二十、第四十三条の十六、第五十一条の十四若しくは第五十六条若しくは特例法第四条の規定により許可を取り消し、第十二条の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の三の二十七第一項、第四十三条の二十五第一項、第五十条の三第一項、第五十一条の二十三第一項、第五十七条の二第一項若しくは第六十四条の三第一項若しくは第二項の認可をし、第十二条の六第八項（第二十二條の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の三の三十三第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項、第五十一条の二十五第三項及び第五十七条の六第三項において準用する場合を含む。）若しくは第十二条の七第九項（第二十二條の九第五項、第四十三条の三の三第四項、第四十三条の三の三十四第四項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七条の七第四項において準用する場合を含む。）の確認をし、第十二条の二第五項（第二十二條の六第二項、第四十三条の二第二項、第四十三条の三の二十七第二項、第四十三条の二十五第二項、第五十条の三

一項、第四十三条の七第一項、第四十四条の四第一項、第五十一条の二第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の十九第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の許可をし、第十条、第四十六条の七若しくは第六十四条の二第三項の規定により指定を取り消し、第二十条、第三十三条、第四十三条の三の二十、第四十三条の十六、第五十一条の十四若しくは第五十六条の規定により許可を取り消し、第十二条の二第一項、第十二条の六第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の三の二十七第一項、第四十三条の二十五第一項、第五十条の三第一項、第五十一条の二十三第一項、第五十七条の二第一項若しくは第六十四条の三第一項若しくは第二項の認可をし、第十二条の六第八項（第二十二條の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の三の三十三第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項、第五十一条の二十五第三項及び第五十七条の六第三項において準用する場合を含む。）若しくは第十二条の七第九項（第二十二條の九第五項、第四十三条の三の三第四項、第四十三条の三の三十四第四項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七条の七第四項において準用する場合を含む。）の確認をし、第十二条の二第五項（第二十二條の六第二項、第四十三条の二第二項、第四十三条の三の二十七第二項、第四十三条の二十五第二項、第五十条の三第二項、第五十一条の

二項、第五十一条の二十三第二項及び第五十七条の二第二項において準用する場合を含む。若しくは第六十四条の三第七項の検査をし、又は第十二条の三第二項（第二十二条の七第二項、第四十三條の三第二項、第四十三條の三の二十八第二項、第四十三條の二十六第二項、第五十条の四第二項、第五十一条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十七条の八第一項若しくは第三項の規定による届出を受理したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国家公安委員会又は海上保安庁長官に連絡しなければならない。

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第十条第二項、第二十条第二項、第四十三條の十六第二項、第四十六條の七第二項若しくは第五十一条の十四第二項又は特例法第七条の規定による事業の停止の命令に違反した者

三 九 (略)

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五の四 (略)

二十三第二項及び第五十七条の二第二項において準用する場合を含む。若しくは第六十四条の三第七項の検査をし、又は第十二條の三第二項（第二十二条の七第二項、第四十三條の三第二項、第四十三條の三の二十八第二項、第四十三條の二十六第二項、第五十条の四第二項、第五十一条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五十七条の八第一項若しくは第三項の規定による届出を受理したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国家公安委員会又は海上保安庁長官に連絡しなければならない。

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第十条第二項、第二十条第二項、第四十三條の十六第二項、第四十六條の七第二項又は第五十一条の十四第二項の規定による事業の停止の命令に違反した者

三 九 (略)

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五の四 (略)

五の五 第十二条の七第二項、第二十二條の九第二項（特例法第
八條の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十三
条の三の三第二項、第四十三條の三の三十四第二項、第四十三
条の二十八第二項、第五十一條第二項、第五十一條の二十六第
二項又は第五十七條の七第二項の規定に違反した者
五の六〇三十二（略）

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金
に処する。

一〇三（略）

四 第六十一條の三第四項若しくは第七項（特例法第八條の規定
により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出をし
ないで国際規制物資を使用し、同条第五項若しくは第八項の規
定による届出をしないで国際規制物資を貯蔵し、又は同条第六
項若しくは第九項の規定による届出をしないで国際規制物資を
廃棄した者

五〇三十二（略）

第八十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従
業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の
違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して

五の五 第十二条の七第二項、第二十二條の九第二項、第四十三
條の三の三第二項、第四十三條の三の三十四第二項、第四十三
條の二十八第二項、第五十一條第二項、第五十一條の二十六第
二項又は第五十七條の七第二項の規定に違反した者
五の六〇三十二（略）

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金
に処する。

一〇三（略）

四 第六十一條の三第四項若しくは第七項の規定による届出をし
ないで国際規制物資を使用し、同条第五項若しくは第八項の規
定による届出をしないで国際規制物資を貯蔵し、又は同条第六
項若しくは第九項の規定による届出をしないで国際規制物資を
廃棄した者

五〇三十二（略）

第八十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従
業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の
違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して

当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第七十七条第一号から第三号まで（特例法第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四号（船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）及び発電用原子炉以外の原子炉を設置した者（以下この条において「試験研究炉等設置者」という。）に係る部分を除く。）、第四号の二、第五号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）又は第六号から第七号の三まで 三億円以下の罰金刑

二（略）

三 第七十七条（第一号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第七十八条（特例法第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第七十九条又は第八十条 各本条の罰金刑

当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第七十七条第一号から第三号まで、第四号（船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）及び発電用原子炉以外の原子炉を設置した者（以下この条において「試験研究炉等設置者」という。）に係る部分を除く。）、第四号の二、第五号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）又は第六号から第七号の三まで 三億円以下の罰金刑

二（略）

三 第七十七条（第一号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第七十八条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第七十九条又は第八十条 各本条の罰金刑

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）【第十四条関係】

読替後

（許可の欠格条項）

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者には、第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の許可を与えない。

一 第三十三条第二項若しくは特定原子力事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律（平成二十九年法律第 号。以下「特例法」という。）

第十条又は第三十三条第三項の規定により第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二（略）

（許可の取消し等に伴う措置）

第四十三条の三の三 試験研究用等原子炉設置者が第三十三条第一項若しくは第二項若しくは特例法第十条の規定により許可を取り消されたとき、又は試験研究用等原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第三十一条第一項若しくは第三十二条第一項の規定による承継がなかつたときは、旧試験研究用等原子炉設置者等（第三十三条第一項若しくは第二項若しくは特例法第十条の規定により許可を取り消された試験研究用等原子炉設置者

読替前

（許可の欠格条項）

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者には、第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の許可を与えない。

一 第三十三条第二項又は第三項の規定により第二十三条第一項又は第二十三条の二第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二（略）

（許可の取消し等に伴う措置）

第四十三条の三の三 試験研究用等原子炉設置者が第三十三条第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消されたとき、又は試験研究用等原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第三十一条第一項若しくは第三十二条第一項の規定による承継がなかつたときは、旧試験研究用等原子炉設置者等（第三十三条第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消された試験研究用等原子炉設置者又は試験研究用等原子炉設置者が解散し、若

又は試験研究用等原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第三十一条第一項若しくは第三十二条第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。）は、第二十八条の三、第二十九条、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条、第四十条及び第四十二条から第四十三条の三までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお試験研究用等原子炉設置者とみなす。

2 旧試験研究用等原子炉設置者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第三十三条第一項若しくは第二項若しくは特例法第十条の規定により試験研究用等原子炉設置者としての許可を取り消された日又は試験研究用等原子炉設置者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

3・4 (略)

(使用の許可及び届出等)

第六十一条の三 (略)

2・6 (略)

しくは死亡した場合において、第三十一条第一項若しくは第三十二条第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。）は、第二十八条の三、第二十九条、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条、第四十条及び第四十二条から第四十三条の三までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお試験研究用等原子炉設置者とみなす。

2 旧試験研究用等原子炉設置者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第三十三条第一項若しくは第二項の規定により試験研究用等原子炉設置者としての許可を取り消された日又は試験研究用等原子炉設置者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

3・4 (略)

(使用の許可及び届出等)

第六十一条の三 (略)

2・6 (略)

7 第一項第六号に該当する場合には、旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第十条若しくは第四十六条の七の規定により製錬事業者若しくは再処理事業者としての指定を取り消された日若しくは第二十条、第三十三条第一項若しくは第二項若しくは第五十六条若しくは特例法第十条の規定により加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に、その使用する国際規制物資の種類及び数量並びに予定使用期間を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

8・9 (略)

(聴聞の特例)

第六十九条 原子力規制委員会は、第十条第二項、第二十条第二項、第三十三条第二項、第四十三条の三の二十第二項、第四十三条の十六第二項、第四十六条の七第二項、第五十一条の十四第二項、第五十六条、第六十一条の六若しくは第六十一条の二十一又は特例法第十三条の規定による事業の停止、試験研究用等原子炉若しくは発電用原子炉の運転の停止、核燃料物質若しくは国際規制物

7 第一項第六号に該当する場合には、旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第十条若しくは第四十六条の七の規定により製錬事業者若しくは再処理事業者としての指定を取り消された日若しくは第二十条、第三十三条第一項若しくは第二項若しくは第五十六条の規定により加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に、その使用する国際規制物資の種類及び数量並びに予定使用期間を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

8・9 (略)

(聴聞の特例)

第六十九条 原子力規制委員会は、第十条第二項、第二十条第二項、第三十三条第二項、第四十三条の三の二十第二項、第四十三条の十六第二項、第四十六条の七第二項、第五十一条の十四第二項、第五十六条、第六十一条の六又は第六十一条の二十一の規定による事業の停止、試験研究用等原子炉若しくは発電用原子炉の運転の停止、核燃料物質若しくは国際規制物資の使用の停止又は情報

資の使用の停止又は情報処理業務の全部若しくは一部の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 第十条、第十二条の五（第二十二条の七第二項、第四十三条の三第二項、第四十三条の三の二十八第二項、第四十三条の二十六第二項、第五十条の四第二項、第五十一条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、第二十条、第二十二条の三第三項、第三十三条、第四十一条第三項、第四十三条の三の二十、第四十三条の十六、第四十六条の七、第五十一条の十四、第五十六条、第六十一条の六、第六十一条の二十一若しくは第六十一条の二十三の十六又は特例法第十条若しくは第十三条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- 3 (略)

(許可等についての意見等)

第七十一条 (略)

2と4 (略)

- 5 原子力規制委員会は、第三十三条、第三十六条第一項、第四十三条の三の八第六項、第四十三条の三の二十、第四十三条の三

処理業務の全部若しくは一部の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 第十条、第十二条の五（第二十二条の七第二項、第四十三条の三第二項、第四十三条の三の二十八第二項、第四十三条の二十六第二項、第五十条の四第二項、第五十一条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、第二十条、第二十二条の三第三項、第三十三条、第四十一条第三項、第四十三条の三の二十、第四十三条の十六、第四十六条の七、第五十一条の十四、第五十六条、第六十一条の六、第六十一条の二十一又は第六十一条の二十三の十六の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- 3 (略)

(許可等についての意見等)

第七十一条 (略)

2と4 (略)

- 5 原子力規制委員会は、第三十三条、第三十六条第一項、第四十三条の三の八第六項、第四十三条の三の二十、第四十三条の三

二十三第一項若しくは第六十四条第三項又は特例法第十条若しくは第十三条の規定による処分（第三十六条第一項の規定による処分にあつては試験研究用等原子炉の使用の停止の命令に限り、第四十三条の三の二十三第一項の規定による処分にあつては発電用原子炉施設の使用の停止の命令に限り、第六十四条第三項の規定による処分にあつては試験研究用等原子炉施設又は発電用原子炉施設の使用の停止の命令に限る。）をする場合においては、第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、あらかじめ、当該各号に定める大臣に通知するものとする。

6 (略)

(国家公安委員会等との関係)

第七十二条 (略)

2～4 (略)

5 原子力規制委員会は、第三条第一項、第四十四条第一項若しくは第六十四条の二第一項の指定をし、第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項、第四十三条の三の二十五第一項、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十四条の四第一項、第五十一

二十三第一項又は第六十四条第三項の規定による処分（第三十六条第一項の規定による処分にあつては試験研究用等原子炉の使用の停止の命令に限り、第四十三条の三の二十三第一項の規定による処分にあつては発電用原子炉施設の使用の停止の命令に限り、第六十四条第三項の規定による処分にあつては試験研究用等原子炉施設又は発電用原子炉施設の使用の停止の命令に限る。）をする場合においては、第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、あらかじめ、当該各号に定める大臣に通知するものとする。

6 (略)

(国家公安委員会等との関係)

第七十二条 (略)

2～4 (略)

5 原子力規制委員会は、第三条第一項、第四十四条第一項若しくは第六十四条の二第一項の指定をし、第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項、第四十三条の三の二十五第一項、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十四条の四第一項、第五十一

条の二第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の十九第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の許可をし、第十条、第四十六条の七若しくは第六十四条の二第三項の規定により指定を取り消し、第二十条、第三十三条、第四十三条の三の二十、第四十三条の十六、第五十一条の十四若しくは第五十六条若しくは特例法第十条の規定により許可を取り消し、第十二条の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の三の二十七第一項、第四十三条の二十五第一項、第五十条の三第一項、第五十一条の二十三第一項、第五十七条の二第一項若しくは第六十四条の三第一項若しくは第二項の認可をし、第十二条の六第八項（第二十二條の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の三の三十三第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項、第五十一条の六第三項及び第五十七条の六第三項において準用する場合を含む。）若しくは第十二条の七第九項（第二十二條の九第五項、第四十三条の三の三第四項、第四十三条の三の三十四第四項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七条の七第四項において準用する場合を含む。）の確認をし、第十二条の二第五項（第二十二條の六第二項、第四十三条の二第二項、第四十三条の三の二十七第二項、第四十三条の二十五第二項、第五十条の三第二項、第五十一条の二十三第二項及び第五十七条の二第二項にお

条の二第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の十九第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の許可をし、第十条、第四十六条の七若しくは第六十四条の二第三項の規定により指定を取り消し、第二十条、第三十三条、第四十三条の三の二十、第四十三条の十六、第五十一条の十四若しくは第五十六条の規定により許可を取り消し、第十二条の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三条の二第一項、第四十三条の三の二十七第一項、第四十三条の二十五第一項、第五十条の三第一項、第五十一条の二十三第一項、第五十七条の二第一項若しくは第六十四条の三第一項若しくは第二項の認可をし、第十二条の六第八項（第二十二條の八第三項、第四十三条の三の二第三項、第四十三条の三の三十三第三項、第四十三条の二十七第三項、第五十条の五第三項、第五十一条の六第三項及び第五十七条の六第三項において準用する場合を含む。）若しくは第十二条の七第九項（第二十二條の九第五項、第四十三条の三の三第四項、第四十三条の三の三十四第四項、第四十三条の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七条の七第四項において準用する場合を含む。）の確認をし、第十二条の二第五項（第二十二條の六第二項、第四十三条の二第二項、第四十三条の三の二十七第二項、第四十三条の二十五第二項、第五十条の三第二項、第五十一条の二十三第二項及び第五十七条の二第二項において準用する場合を

いて準用する場合を含む。)若しくは第六十四条の三第七項の検査をし、又は第十二条の三第二項(第二十二条の七第二項、第四十三條の三第二項、第四十三條の三の二十八第二項、第四十三條の二十六第二項、第五十條の四第二項、第五十一條の二十四第二項及び第五十七條の三第二項において準用する場合を含む。)若しくは第五十七條の八第一項若しくは第三項の規定による届出を受理したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国家公安委員会又は海上保安庁長官に連絡しなければならない。

第七十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 四の二 (略)

五 第三十三條第二項又は特例法第十三條の規定による試験研究用等原子炉の運転の停止の命令に違反した者

六 九 (略)

第七十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五の四 (略)

五の五 第十二條の七第二項、第二十二條の九第二項、第四十三條の三の三第二項(特例法第十四條の規定により読み替えて適

含む。)若しくは第六十四条の三第七項の検査をし、又は第十二條の三第二項(第二十二条の七第二項、第四十三條の三第二項、第四十三條の三の二十八第二項、第四十三條の二十六第二項、第五十條の四第二項、第五十一條の二十四第二項及び第五十七條の三第二項において準用する場合を含む。)若しくは第五十七條の八第一項若しくは第三項の規定による届出を受理したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国家公安委員会又は海上保安庁長官に連絡しなければならない。

第七十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 四の二 (略)

五 第三十三條第二項の規定による試験研究用等原子炉の運転の停止の命令に違反した者

六 九 (略)

第七十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 五の四 (略)

五の五 第十二條の七第二項、第二十二條の九第二項、第四十三條の三の三第二項、第四十三條の三の三第二項、第四十三條の三の三十四第二項、第四十三

用する場合を含む。)、第四十三条の三の三十四第二項、第四十三
 条の二十八第二項、第五十一条第二項、第五十一条の二十六
 第二項又は第五十七条の七第二項の規定に違反した者

五の六〇三十二 (略)

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金
 に処する。

一〇三 (略)

四 第六十一条の三第四項若しくは第七項(特例法第十四条の規
 定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出を
 しないで国際規制物資を使用し、同条第五項若しくは第八項の
 規定による届出をしないで国際規制物資を貯蔵し、又は同条第
 六項若しくは第九項の規定による届出をしないで国際規制物資
 を廃棄した者

五〇三十二 (略)

第八十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従
 業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の
 違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して
 当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科
 する。

条の二十八第二項、第五十一条第二項、第五十一条の二十六第
 二項又は第五十七条の七第二項の規定に違反した者

五の六〇三十二 (略)

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金
 に処する。

一〇三 (略)

四 第六十一条の三第四項若しくは第七項の規定による届出をし
 ないで国際規制物資を使用し、同条第五項若しくは第八項の規
 定による届出をしないで国際規制物資を貯蔵し、又は同条第六
 項若しくは第九項の規定による届出をしないで国際規制物資を
 廃棄した者

五〇三十二 (略)

第八十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従
 業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の
 違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して
 当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科
 する。

一・二 (略)

三 第七十七条 (特例法第十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む、第一号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第七十八条 (特例法第十四条の規定により読み替えて適用する場合を含む、前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第七十九条又は第八十条 各本条の罰金刑

一・二 (略)

三 第七十七条 (第一号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第七十八条 (前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第七十九条又は第八十条 各本条の罰金刑

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）【第二十条関係】

読替後

（許可の欠格条項）

第四十三条の三の七 次の各号のいずれかに該当する者には、第四十三条の三の五第一項の許可を与えない。

- 一 第四十三条の三の二十第二項又は特定原子力事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に關する法律（平成二十九年法律第 号。以下「特例法」という。）第十六条の規定により第四十三条の三の五第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二（四）（略）

（許可の取消し等に伴う措置）

第四十三条の三の三十四 発電用原子炉設置者が第四十三条の三の二十第一項若しくは第二項若しくは特例法第十六条の規定により許可を取り消されたとき、又は発電用原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三条の三の十八第一項若しくは第四十三条の三の十九第一項の規定による承継がなかつたときは、旧発電用原子炉設置者等（第四十三条の三の二十第一項若しくは第二項若しくは特例法第十六条の規定により許可を取り消された発電用原子炉設置者又は発電用原子炉設置者が解散し、若

読替前

（許可の欠格条項）

第四十三条の三の七 次の各号のいずれかに該当する者には、第四十三条の三の五第一項の許可を与えない。

- 一 第四十三条の三の二十第二項の規定により第四十三条の三の五第一項の許可を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二（四）（略）

（許可の取消し等に伴う措置）

第四十三条の三の三十四 発電用原子炉設置者が第四十三条の三の二十第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消されたとき、又は発電用原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三条の三の十八第一項若しくは第四十三条の三の十九第一項の規定による承継がなかつたときは、旧発電用原子炉設置者等（第四十三条の三の二十第一項若しくは第二項の規定により許可を取り消された発電用原子炉設置者又は発電用原子炉設置者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十三条の三

しくは死亡した場合において、第四十三条の三の十八第一項若しくは第四十三条の三の十九第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。）は、第四十三条の三の十四から第四十三条の三の十六まで、第四十三条の三の二十一から第四十三条の三の二十四まで及び第四十三条の三の二十六から第四十三条の三の二十九までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお発電用原子炉設置者とみなす。

2 旧発電用原子炉設置者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第四十三条の三の二十第一項若しくは第二項若しくは特例法第十六条の規定により発電用原子炉設置者としての許可を取り消された日又は発電用原子炉設置者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

3・4 (略)

(使用の許可及び届出等)

第六十一条の三 (略)

2・6 (略)

の十八第一項若しくは第四十三条の三の十九第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。）は、第四十三条の三の十四から第四十三条の三の十六まで、第四十三条の三の二十一から第四十三条の三の二十四まで及び第四十三条の三の二十六から第四十三条の三の二十九までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお発電用原子炉設置者とみなす。

2 旧発電用原子炉設置者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第四十三条の三の二十第一項若しくは第二項の規定により発電用原子炉設置者としての許可を取り消された日又は発電用原子炉設置者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならない。

3・4 (略)

(使用の許可及び届出等)

第六十一条の三 (略)

2・6 (略)

7 第一項第六号に該当する場合には、旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第十条若しくは第四十六条の七の規定により製錬事業者若しくは再処理事業者としての指定を取り消された日若しくは第二十条、第三十三条第一項若しくは第二項若しくは第五十六条若しくは特例法第十六条の規定により加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に、その使用する国際規制物資の種類及び数量並びに予定使用期間を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

8・9 (略)

(聴聞の特例)

第六十九条 原子力規制委員会は、第十条第二項、第二十条第二項、第三十三条第二項、第四十三条の三の二十第二項、第四十三条の十六第二項、第四十六条の七第二項、第五十一条の十四第二項、第五十六条、第六十一条の六若しくは第六十一条の二十一又は特例法第十九条の規定による事業の停止、試験研究用等原子炉若しくは発電用原子炉の運転の停止、核燃料物質若しくは国際規制物

7 第一項第六号に該当する場合には、旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第十条若しくは第四十六条の七の規定により製錬事業者若しくは再処理事業者としての指定を取り消された日若しくは第二十条、第三十三条第一項若しくは第二項若しくは第五十六条の規定により加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に、その使用する国際規制物資の種類及び数量並びに予定使用期間を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

8・9 (略)

(聴聞の特例)

第六十九条 原子力規制委員会は、第十条第二項、第二十条第二項、第三十三条第二項、第四十三条の三の二十第二項、第四十三条の十六第二項、第四十六条の七第二項、第五十一条の十四第二項、第五十六条、第六十一条の六又は第六十一条の二十一の規定による事業の停止、試験研究用等原子炉若しくは発電用原子炉の運転の停止、核燃料物質若しくは国際規制物資の使用の停止又は情報

資の使用の停止又は情報処理業務の全部若しくは一部の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 第十条、第十二条の五（第二十二条の七第二項、第四十三条の三第二項、第四十三条の三の二十八第二項、第四十三条の二十六第二項、第五十条の四第二項、第五十一条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、第二十条、第二十二条の三第三項、第三十三条、第四十一条第三項、第四十三条の三の二十、第四十三条の十六、第四十六条の七、第五十一条の十四、第五十六条、第六十一条の六、第六十一条の二十一若しくは第六十一条の二十三の十六又は特例法第十六条若しくは第十九条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- 3 (略)

(許可等についての意見等)

第七十一条 (略)

2と4 (略)

- 5 原子力規制委員会は、第三十三条、第三十六条第一項、第四十三条の三の八第六項、第四十三条の三の二十、第四十三条の三

処理業務の全部若しくは一部の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

- 2 第十条、第十二条の五（第二十二条の七第二項、第四十三条の三第二項、第四十三条の三の二十八第二項、第四十三条の二十六第二項、第五十条の四第二項、第五十一条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、第二十条、第二十二条の三第三項、第三十三条、第四十一条第三項、第四十三条の三の二十、第四十三条の十六、第四十六条の七、第五十一条の十四、第五十六条、第六十一条の六、第六十一条の二十一又は第六十一条の二十三の十六の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- 3 (略)

(許可等についての意見等)

第七十一条 (略)

2と4 (略)

- 5 原子力規制委員会は、第三十三条、第三十六条第一項、第四十三条の三の八第六項、第四十三条の三の二十、第四十三条の三

二十三第一項若しくは第六十四条第三項又は特例法第十六条若しくは第十九条の規定による処分（第三十六条第一項の規定による処分にあつては試験研究用等原子炉の使用の停止の命令に限り、第四十三条の三の二十三第一項の規定による処分にあつては発電用原子炉施設の使用の停止の命令に限り、第六十四条第三項の規定による処分にあつては試験研究用等原子炉施設又は発電用原子炉施設の使用の停止の命令に限る。）をする場合においては、第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、あらかじめ、当該各号に定める大臣に通知するものとする。

6 (略)

(国家公安委員会等との関係)

第七十二条 (略)

2 3 4 (略)

5 原子力規制委員会は、第三条第一項、第四十四条第一項若しくは第六十四条の二第一項の指定をし、第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項、第四十三条の三の二十五第一項、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十四条の四第一項、第五十一

二十三第一項又は第六十四条第三項の規定による処分（第三十六条第一項の規定による処分にあつては試験研究用等原子炉の使用の停止の命令に限り、第四十三条の三の二十三第一項の規定による処分にあつては発電用原子炉施設の使用の停止の命令に限り、第六十四条第三項の規定による処分にあつては試験研究用等原子炉施設又は発電用原子炉施設の使用の停止の命令に限る。）をする場合においては、第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、あらかじめ、当該各号に定める大臣に通知するものとする。

6 (略)

(国家公安委員会等との関係)

第七十二条 (略)

2 3 4 (略)

5 原子力規制委員会は、第三条第一項、第四十四条第一項若しくは第六十四条の二第一項の指定をし、第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項、第四十三条の三の二十五第一項、第四十三条の四第一項、第四十三条の七第一項、第四十四条の四第一項、第五十一

条の二第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の十九第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の許可をし、第十条、第四十六条の七若しくは第六十四条の二第三項の規定により指定を取り消し、第二十条、第三十三条、第四十三条の三の二十、第四十三条の十六、第五十一条の十四若しくは第五十六条若しくは特例法第十六条の規定により許可を取り消し、第十二条の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第四十三條の三の二十七第一項、第四十三條の二十五第一項、第五十条の三第一項、第五十一条の二十三第一項、第五十七条の二第一項若しくは第六十四条の三第一項若しくは第二項の認可をし、第十二条の六第八項(第二十二條の八第三項、第四十三條の三の二第二項、第四十三條の三の三十三第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十条の五第三項、第五十一条の二十五第三項及び第五十七条の六第三項において準用する場合を含む。)若しくは第十二條の七第九項(第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の三の三十四第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。)の確認をし、第十二條の二第五項(第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の三の二十七第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十条の三第二項、第五十一条の二十三第二項及び第五十七條の二第二項に

条の二第一項、第五十一条の五第一項、第五十一条の十九第一項、第五十二条第一項若しくは第五十五条第一項の許可をし、第十条、第四十六条の七若しくは第六十四条の二第三項の規定により指定を取り消し、第二十条、第三十三条、第四十三条の三の二十、第四十三条の十六、第五十一条の十四若しくは第五十六条の規定により許可を取り消し、第十二條の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第四十三條の三の二十七第一項、第四十三條の二十五第一項、第五十条の三第一項、第五十一条の二十三第一項、第五十七條の二第一項若しくは第六十四条の三第一項若しくは第二項の認可をし、第十二條の六第八項(第二十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の三の三十三第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十条の五第三項、第五十一条の二十五第三項及び第五十七條の六第三項において準用する場合を含む。)若しくは第十二條の七第九項(第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の三の三十四第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一条第四項、第五十一条の二十六第四項及び第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。)の確認をし、第十二條の二第五項(第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の三の二十七第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十条の三第二項、第五十一条の二十三第二項及び第五十七條の二第二項において準用する場合を

において準用する場合を含む。)若しくは第六十四条の三第七項の検査をし、又は第十二条の三第二項(第二十二条の七第二項、第四十三条の三第二項、第四十三条の三の二十八第二項、第四十三条の二十六第二項、第五十条の四第二項、第五十一条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。)若しくは第五十七条の八第一項若しくは第三項の規定による届出を受理したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国家公安委員会又は海上保安庁長官に連絡しなければならない。

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〜六の二

六の三 第四十三条の三の二十第二項又は特例法第十九条の規定による発電用原子炉の運転の停止の命令に違反した者

六の四〜九 (略)

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〜五の四 (略)

五の五 第十二条の七第二項、第二十二条の九第二項、第四十三条の三の三第二項、第四十三条の三の三十四第二項(特例法第

含む。)若しくは第六十四条の三第七項の検査をし、又は第十二条の三第二項(第二十二条の七第二項、第四十三条の三第二項、第四十三条の三の二十八第二項、第四十三条の二十六第二項、第五十条の四第二項、第五十一条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。)若しくは第五十七条の八第一項若しくは第三項の規定による届出を受理したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国家公安委員会又は海上保安庁長官に連絡しなければならない。

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〜六の二

六の三 第四十三条の三の二十第二項の規定による発電用原子炉の運転の停止の命令に違反した者

六の四〜九 (略)

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〜五の四 (略)

五の五 第十二条の七第二項、第二十二条の九第二項、第四十三条の三の三第二項、第四十三条の三の三十四第二項、第四十三

二十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四十三
条の二十八第二項、第五十一条第二項、第五十一条の二十六
第二項又は第五十七条の七第二項の規定に違反した者

五の六〇三十二 (略)

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金
に処する。

一〇三 (略)

四 第六十一条の三第四項若しくは第七項(特例法第二十条の規
定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出を
しないで国際規制物資を使用し、同条第五項若しくは第八項の
規定による届出をしないで国際規制物資を貯蔵し、又は同条第
六項若しくは第九項の規定による届出をしないで国際規制物資
を廃棄した者

五〇三十二 (略)

第八十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従
業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の
違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して
当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科
する。

条の二十八第二項、第五十一条第二項、第五十一条の二十六第
二項又は第五十七条の七第二項の規定に違反した者

五の六〇三十二 (略)

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金
に処する。

一〇三 (略)

四 第六十一条の三第四項若しくは第七項の規定による届出をし
ないで国際規制物資を使用し、同条第五項若しくは第八項の規
定による届出をしないで国際規制物資を貯蔵し、又は同条第六
項若しくは第九項の規定による届出をしないで国際規制物資を
廃棄した者

五〇三十二 (略)

第八十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従
業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の
違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して
当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科
する。

一 第七十七条第一号から第三号まで、第四号（船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）及び発電用原子炉以外の原子炉を設置した者（以下この条において「試験研究炉等設置者」という。）に係る部分を除く。）、第四号の二、第五号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）又は第六号から第七号の三まで（特例法第二十条の規定により読み替えて適用する場合を含む。） 三億円以下の罰金刑

二（略）

三 第七十七条（第一号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第七十八条（特例法第二十条の規定により読み替えて適用する場合を含む、前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第七十九条又は第八十条 各本条の罰金刑

一 第七十七条第一号から第三号まで、第四号（船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）及び発電用原子炉以外の原子炉を設置した者（以下この条において「試験研究炉等設置者」という。）に係る部分を除く。）、第四号の二、第五号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）又は第六号から第七号の三まで 三億円以下の罰金刑

二（略）

三 第七十七条（第一号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第七十八条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第七十九条又は第八十条 各本条の罰金刑

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）【第二十六条関係】

読替後

（指定の欠格条項）

第四十四条の三 次の各号のいずれかに該当する者には、第四十四条第一項の指定を与えない。

- 一 第四十六条の七第二項又は特定原子力事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律（平成二十九年法律第 号。以下「特例法」という。）
- 第二十二條の規定により第四十四条第一項の指定を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二（四）（略）

（指定の取消し等に伴う措置）

第五十一条 再処理事業者が第四十六条の七若しくは特例法第二十二條の規定により指定を取り消されたとき、又は再処理事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六条の五第一項若しくは第四十六条の六第一項の規定による承継がなかつたときは、旧再処理事業者等（第四十六条の七若しくは特例法第二十二條の規定により指定を取り消された再処理事業者又は再処理事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六条の五第一項若しくは第四十六条の六第一項の規定による承継がなかつた

読替前

（指定の欠格条項）

第四十四条の三 次の各号のいずれかに該当する者には、第四十四条第一項の指定を与えない。

- 一 第四十六条の七第二項の規定により第四十四条第一項の指定を取り消され、取消しの日から二年を経過していない者

二（四）（略）

（指定の取消し等に伴う措置）

第五十一条 再処理事業者が第四十六条の七の規定により指定を取り消されたとき、又は再処理事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六条の五第一項若しくは第四十六条の六第一項の規定による承継がなかつたときは、旧再処理事業者等（第四十六条の七の規定により指定を取り消された再処理事業者又は再処理事業者が解散し、若しくは死亡した場合において、第四十六条の五第一項若しくは第四十六条の六第一項の規定による承継がなかつたときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代

ときの清算人若しくは破産管財人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。）は、第四十六条の二の二、第四十六条の二の三及び第四十七条から第五十条の四の二までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお再処理事業者とみなす。

2 旧再処理事業者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第四十六条の七若しくは特例法第十二条の規定により再処理事業者としての指定を取り消された日又は再処理事業者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならぬ。

3・4 (略)

(使用の許可及び届出等)

第六十一条の三 (略)

2～6 (略)

7 第一項第六号に該当する場合には、旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第十条若しくは第四十六条の七若しくは特例法第二十二条の規定により製錬事業者

わつて相続財産を管理する者をいう。以下同じ。）は、第四十六条の二の二、第四十六条の二の三及び第四十七条から第五十条の四の二までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、第四項において準用する第十二条の七第九項の規定による確認を受けるまでの間は、なお再処理事業者とみなす。

2 旧再処理事業者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、廃止措置計画を定め、第四十六条の七の規定により再処理事業者としての指定を取り消された日又は再処理事業者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に原子力規制委員会に認可の申請をしなければならぬ。

3・4 (略)

(使用の許可及び届出等)

第六十一条の三 (略)

2～6 (略)

7 第一項第六号に該当する場合には、旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、第十条若しくは第四十六条の七の規定により製錬事業者若しくは再処理事業者とし

若しくは再処理事業者としての指定を取り消された日若しくは第二十条、第三十三条第一項若しくは第二項若しくは第五十六条の規定により加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に、その使用する国際規制物資の種類及び数量並びに予定使用期間を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。

8・9 (略)

(聴聞の特例)

第六十九条 原子力規制委員会は、第十条第二項、第二十条第二項、第三十三条第二項、第四十三条の三の二十第二項、第四十三条の十六第二項、第四十六条の七第二項、第五十一条の十四第二項、第五十六条、第六十一条の六若しくは第六十一条の二十一又は特例法第二十五条の規定による事業の停止、試験研究用等原子炉若しくは発電用原子炉の運転の停止、核燃料物質若しくは国際規制物資の使用の停止又は情報処理業務の全部若しくは一部の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

ての指定を取り消された日若しくは第二十条、第三十三条第一項若しくは第二項若しくは第五十六条の規定により加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、再処理事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から原子力規制委員会規則で定める期間内に、その使用する国際規制物資の種類及び数量並びに予定使用期間を原子力規制委員会に届け出なければならない。

8・9 (略)

(聴聞の特例)

第六十九条 原子力規制委員会は、第十条第二項、第二十条第二項、第三十三条第二項、第四十三条の三の二十第二項、第四十三条の十六第二項、第四十六条の七第二項、第五十一条の十四第二項、第五十六条、第六十一条の六又は第六十一条の二十一の規定による事業の停止、試験研究用等原子炉若しくは発電用原子炉の運転の停止、核燃料物質若しくは国際規制物資の使用の停止又は情報処理業務の全部若しくは一部の停止の命令をしようとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 第十条、第十二条の五（第二十二条の七第二項、第四十三条の三第二項、第四十三条の三の二十八第二項、第四十三条の二十六第二項、第五十条の四第二項、第五十一条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、第二十条、第二十二条の三第三項、第三十三条、第四十一条第三項、第四十条の三の二十、第四十三条の十六、第四十六条の七、第五十一条の十四、第五十六条、第六十一条の六、第六十一条の二十一若しくは第六十一条の二十三の十六又は特例法第二十二条若しくは第二十五条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 (略)

(国家公安委員会等との関係)

第七十二条 (略)

2 4 (略)

5 原子力規制委員会は、第三条第一項、第四十四条第一項若しくは第六十四条の二第一項の指定をし、第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項、第四十三条の三の二十五第一項、第四十三条の四第

2 第十条、第十二条の五（第二十二条の七第二項、第四十三条の三第二項、第四十三条の三の二十八第二項、第四十三条の二十六第二項、第五十条の四第二項、第五十一条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、第二十条、第二十二条の三第三項、第三十三条、第四十一条第三項、第四十条の三の二十、第四十三条の十六、第四十六条の七、第五十一条の十四、第五十六条、第六十一条の六、第六十一条の二十一又は第六十一条の二十三の十六の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 (略)

(国家公安委員会等との関係)

第七十二条 (略)

2 4 (略)

5 原子力規制委員会は、第三条第一項、第四十四条第一項若しくは第六十四条の二第一項の指定をし、第六条第一項、第十三条第一項、第十六条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項、第三十九条第一項若しくは第二項、第四十三条の三の五第一項、第四十三条の三の八第一項、第四十三条の三の二十五第一項、第四十三条の四第

一項、第四十三條の七第一項、第四十四條の四第一項、第五十一條の二第一項、第五十一條の五第一項、第五十一條の十九第一項、第五十二條第一項若しくは第五十五條第一項の許可をし、第十条、第四十六條の七若しくは第六十四條の二第三項若しくは特例法第二十二條の規定により指定を取り消し、第二十条、第三十三條、第四十三條の三の二十、第四十三條の十六、第五十一條の十四若しくは第五十六條の規定により許可を取り消し、第十二條の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第四十三條の三の二十七第一項、第四十三條の二十五第一項、第五十條の三第一項、第五十一條の二十三第一項、第五十七條の二第一項若しくは第六十四條の三第一項若しくは第二項の認可をし、第十二條の六第八項（第二十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の三の三十三第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十條の五第三項、第五十一條の二十五第三項及び第五十七條の六第三項において準用する場合を含む。）若しくは第十二條の七第九項（第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の三の三十四第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項、第五十一條の二十六第四項及び第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。）の確認をし、第十二條の二第五項（第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の三の二十七第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十條の

一項、第四十三條の七第一項、第四十四條の四第一項、第五十一條の二第一項、第五十一條の五第一項、第五十一條の十九第一項、第五十二條第一項若しくは第五十五條第一項の許可をし、第十条、第四十六條の七若しくは第六十四條の二第三項の規定により指定を取り消し、第二十条、第三十三條、第四十三條の三の二十、第四十三條の十六、第五十一條の十四若しくは第五十六條の規定により許可を取り消し、第十二條の二第一項、第二十二條の六第一項、第四十三條の二第一項、第四十三條の三の二十七第一項、第四十三條の二十五第一項、第五十條の三第一項、第五十一條の二十三第一項、第五十七條の二第一項若しくは第六十四條の三第一項若しくは第二項の認可をし、第十二條の六第八項（第二十二條の八第三項、第四十三條の三の二第三項、第四十三條の三の三十三第三項、第四十三條の二十七第三項、第五十條の五第三項、第五十一條の二十五第三項及び第五十七條の六第三項において準用する場合を含む。）若しくは第十二條の七第九項（第二十二條の九第五項、第四十三條の三の三第四項、第四十三條の三の三十四第四項、第四十三條の二十八第四項、第五十一條第四項、第五十一條の二十六第四項及び第五十七條の七第四項において準用する場合を含む。）の確認をし、第十二條の二第五項（第二十二條の六第二項、第四十三條の二第二項、第四十三條の三の二十七第二項、第四十三條の二十五第二項、第五十條の三第二項、第五十一條の

三第二項、第五十一条の二十三第二項及び第五十七条の二第二項において準用する場合を含む。)若しくは第六十四条の三第七項の検査をし、又は第十二条の三第二項(第二十二条の七第二項、第四十三条の三第二項、第四十三条の三の二十八第二項、第四十三条の二十六第二項、第五十条の四第二項、第五十一条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。)若しくは第五十七条の八第一項若しくは第三項の規定による届出を受理したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国家公安委員会又は海上保安庁長官に連絡しなければならない。

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第十条第二項、第二十条第二項、第四十三条の十六第二項、

第四十六条の七第二項若しくは第五十一条の十四第二項又は特

例法第二十五条の規定による事業の停止の命令に違反した者

三〇九 (略)

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二十三第二項及び第五十七条の二第二項において準用する場合を含む。)若しくは第六十四条の三第七項の検査をし、又は第十二条の三第二項(第二十二条の七第二項、第四十三条の三第二項、第四十三条の三の二十八第二項、第四十三条の二十六第二項、第五十条の四第二項、第五十一条の二十四第二項及び第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。)若しくは第五十七条の八第一項若しくは第三項の規定による届出を受理したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を国家公安委員会又は海上保安庁長官に連絡しなければならない。

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第十条第二項、第二十条第二項、第四十三条の十六第二項、

第四十六条の七第二項又は第五十一条の十四第二項の規定によ

る事業の停止の命令に違反した者

三〇九 (略)

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五の四 (略)

五の五 第十二条の七第二項、第二十二條の九第二項、第四十三條の三の三第二項、第四十三條の三の三十四第二項、第四十三條の二十八第二項、第五十一條第二項(特例法第二十六條の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第五十一條の二十六第二項又は第五十七條の七第二項の規定に違反した者

五の六〇三十二 (略)

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

四 第六十一條の三第四項若しくは第七項(特例法第二十六條の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出をしないで国際規制物資を使用し、同条第五項若しくは第八項の規定による届出をしないで国際規制物資を貯蔵し、又は同条第六項若しくは第九項の規定による届出をしないで国際規制物資を廃棄した者

五〇三十二 (略)

第八十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の

一〇五の四 (略)

五の五 第十二條の七第二項、第二十二條の九第二項、第四十三條の三の三第二項、第四十三條の三の三十四第二項、第四十三條の二十八第二項、第五十一條第二項、第五十一條の二十六第二項又は第五十七條の七第二項の規定に違反した者

五の六〇三十二 (略)

第八十条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一〇三 (略)

四 第六十一條の三第四項若しくは第七項の規定による届出をしないで国際規制物資を使用し、同条第五項若しくは第八項の規定による届出をしないで国際規制物資を貯蔵し、又は同条第六項若しくは第九項の規定による届出をしないで国際規制物資を廃棄した者

五〇三十二 (略)

第八十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の

違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第七十七条第一号から第三号まで（特例法第二十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四号（船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）及び発電用原子炉以外の原子炉を設置した者（以下この条において「試験研究炉等設置者」という。）に係る部分を除く。）、第四号の二、第五号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）又は第六号から第七号の三まで 三億円以下の罰金刑

二（略）

三 第七十七条（第一号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第七十八条（特例法第二十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第七十九条又は第八十条 各本条の罰金刑

違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第七十七条第一号から第三号まで、第四号（船舶に設置する原子炉（研究開発段階にあるものを除く。）及び発電用原子炉以外の原子炉を設置した者（以下この条において「試験研究炉等設置者」という。）に係る部分を除く。）、第四号の二、第五号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）又は第六号から第七号の三まで 三億円以下の罰金刑

二（略）

三 第七十七条（第一号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第七十八条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第七十九条又は第八十条 各本条の罰金刑